半期報告書

(第6期中)

自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日

東日本高速道路株式会社

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

頁

第6期中	半期報告書
【表紙】	1
第一部	【企業情報】
第1	【企業の概況】
	1 【主要な経営指標等の推移】
	2 【事業の内容】
	3 【関係会社の状況】4
	4 【従業員の状況】
第2	【事業の状況】
	1 【業績等の概要】
	2 【生産、受注及び販売の状況】8
	3 【対処すべき課題】8
	4 【事業等のリスク】8
	5 【経営上の重要な契約等】8
	6 【研究開発活動】8
	7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】9
第3	【設備の状況】・・・・・・・13
	1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】13
	2 【道路資産】
第4	【提出会社の状況】15
	1 【株式等の状況】15
	2 【株価の推移】16
	3 【役員の状況】16
第 5	【経理の状況】17
	1 【中間連結財務諸表等】18
	2 【中間財務諸表等】
第6	【提出会社の参考情報】68
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】69
第1	【保証会社情報】69
第2	【保証会社以外の会社の情報】69
	1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】69
	2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】70
	3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】70
第3	【指数等の情報】72
中間監査	報告書 ····································

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成22年12月24日

【中間会計期間】 第6期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐 藤 龍 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松田博之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松田博之

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
営業収益	(百万円)	417, 917	386, 137	376, 047	873, 094	808, 469
経常利益	(百万円)	13, 473	14, 856	21, 025	13, 300	12, 442
中間(当期)純利益	(百万円)	7, 519	8, 719	13, 083	7, 674	7, 245
純資産額	(百万円)	144, 230	153, 094	164, 685	144, 360	151, 659
総資産額	(百万円)	772, 549	774, 293	831, 870	794, 093	788, 246
1株当たり純資産額	(円)	1, 373. 62	1, 458. 04	1, 568. 42	1, 374. 86	1, 444. 38
1株当たり中間(当期)純利 益金額	(円)	71. 61	83. 04	124. 60	73. 09	69. 00
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	18. 6	19. 7	19. 7	18. 1	19. 2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△64, 482	4, 288	△56, 754	△59, 608	26, 491
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16, 272	△13, 687	△7, 677	6, 266	△28, 558
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	59, 494	4, 835	45, 479	59, 043	9, 319
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	89, 650	79, 489	72, 349	84, 029	91, 323
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	10, 925 [1, 540]	12, 270 [1, 934]	12, 619 [2, 043]	11, 948 [1, 674]	12, 207 [2, 082]

⁽注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

^{2.} 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		É	第4期中	角	第5期中	É	第6期中		第4期		第5期
会計期間		自至	平成20年 4月1日 平成20年 9月30日	自至	平成21年 4月1日 平成21年 9月30日	自至	平成22年 4月1日 平成22年 9月30日	自至	平成20年 4月1日 平成21年 3月31日	自至	平成21年 4月1日 平成22年 3月31日
営業収益	(百万円)		409, 069		371, 487		360, 180		855, 285		781, 336
経常利益	(百万円)		10, 509		10, 567		18, 785		6, 007		4, 994
中間(当期)純利益	(百万円)		5, 680		5, 917		10, 125		2, 661		2, 299
資本金	(百万円)		52, 500		52, 500		52, 500		52, 500		52, 500
発行済株式総数	(千株)		105, 000		105, 000		105, 000		105, 000		105, 000
純資産額	(百万円)		134, 995		137, 892		144, 400		131, 975		134, 275
総資産額	(百万円)		757, 701		755, 598		809, 987		781, 236		768, 489
1株当たり配当額	(円)		_		_		_		_		_
自己資本比率	(%)		17.8		18. 2		17.8		16.8		17. 4
従業員数	(人)		2, 265		2, 250		2, 227		2, 253		2, 225

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
 - 3. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じております。

(1) 高速道路事業

平成22年6月1日付で、高速道路の維持修繕業務を一体的に行うことを目的として、㈱ネクスコ・メンテナンス新潟(連結子会社)が㈱NRMの発行済株式の100.0%を取得したため、連結子会社としております。

(2) 道路休憩所事業

平成22年4月30日付で、道路休憩所事業の収益の拡大、店舗運営の効率化を目的として、㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が㈱盛岡セントラルホテルの発行済株式の100.0%を取得したため、連結子会社としております。

また、同年6月2日付で、サービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)内の商業施設における配送・共同仕入れ等の業務を行うことを目的として、㈱ネクスコ東日本ロジテムを設立し、連結子会社としております。

さらに、同年4月20日付で、奥羽道路サービス㈱(持分法適用関連会社)の株式を追加取得し、発行済株式の100.0%を取得した㈱ネクスコ・トール東北(連結子会社)が、同年7月1日付で、同社を存続会社とし奥羽道路サービス㈱を吸収合併したため、奥羽道路サービス㈱は消滅しております。

この結果、平成22年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社21社及び関連会社6社となります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、奥羽道路サービス㈱(持分法適用関連会社)は、㈱ネクスコ・トール東北(連結子会社)に吸収合併され、消滅しております。

また、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (㈱NRM	新潟市中央区	80	高速道路事業	100. 0 (100. 0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱盛岡セントラルホテル	岩手県盛岡市	55	道路休憩所 事業	100. 0 (100. 0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本ロジテム(注3)	東京都文京区	150	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 - 2. 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
 - 3. 平成22年9月30日現在、事業を開始しておりません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成22年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11, 190
受託事業	[766]
道路休憩所事業	1,073
その他	[1, 277]
全社(共通)	356
11-14- 11-14-	12, 619 [2, 043]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成22年9月30日現在)

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、国内の景気対策及び海外経済の改善等を背景とした個人消費の持直し、企業収益の改善等、緩やかな回復がみられましたが、リーマン・ショック以前と比較して低い水準に留まっています。また、先行きは、依然として厳しい雇用情勢に加え、海外経済の減速、景気対策効果の剥落、円高基調の継続等が懸念され、不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社は、グループー体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」及び「チャレンジ精神の重視」を常に念頭に置きながら、業務を展開してまいりました。加えて、グループ全体での内部統制の充実に取組み、各グループ会社において、監査責任者を設置し内部監査機能の強化を図るとともに、社内及び社外通報・相談窓口の設置等、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の整備等を進めてまいりました。さらに、現場主体の業務改善活動であるタスク・ダイエットにグループ全体で積極的に取組む等、適正かつ効果的に業務を遂行するための体制強化を進めるとともに、環境に関する基本的な考え方である「環境方針」及び「環境行動指針」に基づき、環境経営の取組みを進めてまいりました。

また、政府方針に基づき平成21年3月末に開始したETC利用車両を対象とした地方部における休日特別割引(注1)及び平日昼間割引(注2)等の高速道路料金の引下げを継続するとともに、政府方針に基づき「高速道路無料化社会実験(注3)」を実施しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が376,047百万円(前年同期比2.6%減)、営業利益が20,101百万円(同48.1%増)、経常利益が21,025百万円(同41.5%増)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、中間純利益は13,083百万円(同50.0%増)となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

- (注) 1. ETCをご利用の普通車、軽自動車等を対象として、土日祝日等の地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金の上限額を1,000円とする等の割引制度をいいます。
 - 2. ETCをご利用の全車種を対象として、平日午前9時から午後5時までの地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金を3割引とする等の割引制度をいいます。
 - 3. 平成22年6月28日から当社グループの管理する高速道路のうち、13路線、計703kmで実施している社会実験をいいます。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路の新設及び改築に取組んでまいりました。また、政府方針に基づく高速道路料金の引下げを継続していることから、新聞等による広報をはじめ分散利用を促すための渋滞情報の提供及びお客様の安全対策のための渋滞後尾への追突注意喚起対策並びにSA・PAの駐車場整理員の配置及び仮設トイレの設置等を行い、お客様の混雑緩和と安全の確保に努めました。さらに、現場を重視したグループ会社との協働体制の構築に継続的に取組み、グループー体での目標管理や業績評価の試行等、さらなるグループ内の連携強化・一体感の醸成を図りました。

こうした中、当中間連結会計期間の料金収入は、緩やかな景気回復がみられ、お客様のご利用が増加したこと等により298,188百万円(前年同期比0.2%増)となりました。一方、道路整備特別措置法(昭和31

年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属した道路資産の額が38,253百万円(同32.4%減)となったこと等により営業収益は346,324百万円(同3.0%減)となりました。営業費用は機構に帰属した道路資産の額の減少に伴い売上原価が減少するとともに、政府方針に基づく高速道路料金の引下げの実施に伴い、平成18年3月31日に当社が機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)に基づく機構への道路資産賃借料が210,280百万円(同1.7%減)となったこと等により329,910百万円(同5.4%減)となりました。

(受託事業)

受託事業においては、国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設事業(以下「直轄高速道路事業」といいます。)が縮小した一方、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が増加したこと等により営業収益は10,400百万円(前年同期比1.3%増)となり、営業費用は10,381百万円(同5.6%増)となりました。

以上の結果、営業利益は19百万円(同95.5%減)となりました。

以上の結果、営業利益は16,413百万円(同102.8%増)となりました。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通 大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が申請を行う方式をいいます。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、SA・PAをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、テーマ型商業施設「寄居 星の王子さまPA」をオープンさせ、また、地域と連携し、特産品のPRや地域食材を活かした企画を行うことによりSA・PAの「地域のショーウィンドウ化」を進める等、着実に事業を進めてまいりました。

このような中、昨年のような大型連休がなかったこと等により飲食・物販の売上高が減少した一方、 (構盛岡セントラルホテルを連結子会社としたこと及びガスステーションの一部をネクセリア東日本(株) (連結子会社)による店舗運営に変更したこと等により営業収益は20,741百万円(前年同期比5.5%増)となり、営業費用は17,014百万円(同16.2%増)となりました。

以上の結果、営業利益は3,726百万円(同25.6%減)となりました。

(その他)

その他においては、カード事業における会員獲得手数料が減少したことに加え、駐車場事業において 大口顧客の解約が発生したこと等により営業収益は626百万円(前年同期比30.8%減)となりました。営業 費用は、カード事業における販売促進費が減少したこと及びコンサルティング事業における人件費が減 少したこと等により719百万円(同20.5%減)となりました。

以上の結果、営業損失は92百万円(前年同期は営業利益0百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益22,585百万円に加え、減価償却費10,005百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額38,133百万円、売上債権の増加額22,578百万円、仕入債務の減少額18,296百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは56,754百万円の資金支出(前年同期は4,288百万円の資金収入)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資9,039百万円等の支出があった一方、定期預金の払戻し1,900百万円等の収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは7,677百万円の資金支出(前年同期比6,009百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入20,000百万円、道路建設関係社債(普通社債)の発行による収入49,907百万円があった一方、長期借入金債務の返済24,175百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額20,000百万円を含みます。)等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは45,479百万円の資金収入(前年同期比40,643百万円増)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、72,349百万円(前年同期比7,140百万円減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、279百万円であります。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集 約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所 に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日 現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを 含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継 した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱ との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第 102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則 (平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で376,047百万円(前年同期比2.6%減)となりました。高速道路事業については、緩やかな景気回復がみられ、お客様のご利用が増加したこと等により料金収入が298,188百万円(同0.2%増)となった一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が38,253百万円(同32.4%減)となったこと等により営業収益は346,324百万円(同3.0%減)となりました。受託事業については、直轄高速道路事業が縮小した一方、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が増加したこと等により10,400百万円(同1.3%増)、道路休憩所事業については、㈱盛岡セントラルホテルを連結子会社としたこと等により20,741百万円(同5.5%増)、その他については、カード事業における会員獲得手数料が減少したこと等により626百万円(同30.8%減)となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で355,945百万円(前年同期比4.4%減)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した道路資産の額の減少に伴い売上原価が減少するとともに、政府方針に基づく高速道路料金の引下げの実施に伴い、機構との協定に基づく機構への道路資産賃借料が210,280百万円(同1.7%減)となったこと等により329,910百万円(同5.4%減)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が増加したこと等により10,381百万円(同5.6%増)、道路休憩所事業については、㈱盛岡セントラルホテルを連結子会社としたこと等により17,014百万円(同16.2%増)、その他については、カード事業における販売促進費が減少したこと等により719百万円(同20.5%減)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で20,101百万円(同48.1%増)となりました。その内訳は、高速道路事業が16,413百万円(同102.8%増)、受託事業が19百万円(同95.5%減)、道路休憩所事業が3,726百万円(同25.6%減)となり、その他が営業損失92百万円(前年同期は営業利益0百万円)であります。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益508百万円、土地物件貸付料195百万円等の計上により1,234百万円(前年同期比27.1%減)、営業外費用は支払利息230百万円等により309百万円(同24.4%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は21,025百万円(前年同期比41.5%増)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は負ののれん発生益1,626百万円等の計上により1,676百万円(前年同期比147.7%増)となりました。

特別損失は固定資産除却損73百万円等の計上により116百万円(同77.5%増)となりました。

⑥ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は13,083百万円(前年同期比50.0%増)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び金融機関からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への道路資産賃借料に加え、 特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建 設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、北関東自動車道等の新設、改築及び修繕等を通じ、 総額76,309百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額38,253百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	路線・区間等		
高速自動車国道北関東自動車道	栃木県足利市菅田町~栃木県下都 賀郡岩舟町大字小野寺(新設)	平成22年4月	21, 172
高速自動車国道常磐自動車道	つくばJCT(新設)	平成22年4月	1, 828
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	新潟県胎内市弥彦岡~新潟県村上 市南新保(新設)	平成22年8月	702
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市新井〜茨城県つく ば市梶内(新設)	平成22年4月	1, 649
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	宫城県白石市福岡深谷~宮城県仙台市太白区茂庭(改築)	平成22年7月	1, 297
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	栃木県矢板市大槻〜栃木県矢板市 片岡(改築)	平成22年7月	1, 127
一般国道47号(仙台北部道路)	利府JCT(改築)	平成22年9月	94
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線 等	修繕	平成22年6月 及び9月	10, 223
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成22年9月	157
合計		_	38, 253

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
 - 2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料(注)は、420,562百万円であります。

(注) 年間賃借料は、協定の規定により、当連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。 なお、年間賃借料には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設、改修、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420, 000, 000
計	420, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105, 000, 000	105, 000, 000	非上場	株主としての権利内容に何ら 制限のない株式 単元株式数は、100株であり ます。
計	105, 000, 000	105, 000, 000	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日	_	105, 000, 000	_	52, 500	_	52, 500

(6) 【大株主の状況】

(平成22年9月30日現在)

			(//\da_ = 0 /100 Out_/
氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104, 952, 251	99. 95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47, 749	0.04
計	_	105, 000, 000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成22年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 104, 999, 900	1, 049, 999	株主としての権利内容に何ら制限の ない株式
単元未満株式	普通株式 100	_	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105, 000, 000	_	_
総株主の議決権	_	1, 049, 999	_

② 【自己株式等】

(平成22年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸 表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は改正後の中間連 結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】 (1)【中間連結財務諸表】 ①【中間連結貸借対照表】

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	16, 831	16, 259	16, 25
高速道路事業営業未収入金	52, 423	78, 910	57, 20
未収入金	4, 880	¾ 4 4, 953	3, 81
有価証券	63, 538	57, 514	76, 62
仕掛道路資産	366, 581	398, 587	360, 63
その他のたな卸資産	3, 523	4, 149	3, 91
その他	22, 995	22, 616	19, 37
貸倒引当金	△21	△15	Δ1
流動資産合計	530, 753	582, 975	537, 81
固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置(純額)	55, 223	52, 623	55, 65
土地	86, 110	85, 935	85, 93
その他 (純額)	69, 733	75, 148	74, 56
有形固定資産合計	% 1 211, 067	% 1 213, 707	% 1 216, 15
無形固定資産	7, 895	9, 207	9, 21
投資その他の資産			
投資その他の資産	24, 453	25, 817	24, 96
貸倒引当金	△450	△389	△42
投資その他の資産合計	24, 002	25, 427	24, 54
固定資産合計	242, 965	248, 342	249, 92
繰延資産	573	553	51
資産合計	*2 774, 293	* 2 831, 870	% 2 788, 24

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	44, 256	39, 552	54, 325
短期借入金	15, 000	_	_
1年内返済予定の長期借入金	9, 267	7, 845	8, 561
未払金	* 4 13, 326	¾ 4 11, 185	21, 444
未払法人税等	8, 269	10, 544	4, 079
引当金	4, 875	4, 693	3, 937
その他	26, 962	23, 431	23, 056
流動負債合計	121, 959	97, 253	115, 404
固定負債			
道路建設関係社債	* 2 319, 252	※ 2 339, 271	* 2 289, 218
道路建設関係長期借入金	70,000	125, 000	125, 000
長期借入金	23, 601	15, 755	19, 215
退職給付引当金	64, 244	67, 297	65, 865
その他の引当金	8, 255	8,720	7, 731
負ののれん	5, 842	5, 456	5, 615
その他	8, 042	8, 430	8, 535
固定負債合計	499, 238	569, 932	521, 181
負債合計	621, 198	667, 185	636, 586
純資産の部			
株主資本			
資本金	52, 500	52, 500	52, 500
資本剰余金	58, 793	58, 793	58, 793
利益剰余金	41,866	53, 475	40, 392
株主資本合計	153, 159	164, 769	151, 685
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	$\triangle 64$	△83	△25
評価・換算差額等合計	△64	△83	△25
純資産合計	153, 094	164, 685	151, 659
負債純資産合計	774, 293	831, 870	788, 246

			(事団・日の口)
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	386, 137	376, 047	808, 469
営業費用			
道路資産賃借料	213, 988	210, 280	400, 401
高速道路等事業管理費及び売上原価	128, 633	114, 019	338, 627
販売費及び一般管理費	※ 1 29, 943	※ 1 31, 646	% 1 59, 973
営業費用合計	372, 565	355, 945	799, 002
営業利益	13, 571	20, 101	9, 466
営業外収益			
受取利息	164	54	247
土地物件貸付料	208	195	421
持分法による投資利益	648	508	1, 312
負ののれん償却額	_	159	_
その他	673	316	1, 733
営業外収益合計	1, 695	1, 234	3, 714
営業外費用			
支払利息	333	230	602
その他	76	78	136
営業外費用合計	410	309	738
経常利益	14, 856	21, 025	12, 442
特別利益	×2 676	* 2 1,676	* 2 1, 101
特別損失	<u>*3 65</u>	% 3 116	※ 3 597
税金等調整前中間純利益	15, 467	22, 585	12, 946
法人税、住民税及び事業税	7, 826	10,006	6,771
法人税等調整額	△1, 078	△503	△1,070
法人税等合計	6, 748	9, 502	5, 701
少数株主損益調整前中間純利益	_	13, 083	_
中間純利益	8,719	13, 083	7, 245

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
資本剰余金			
前期末残高	58, 793	58, 793	58, 793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	58, 793	58, 793	58, 793
利益剰余金			
前期末残高	33, 146	40, 392	33, 146
当中間期変動額			
中間純利益	8, 719	13, 083	7, 245
当中間期変動額合計	8, 719	13, 083	7, 245
当中間期末残高	41, 866	53, 475	40, 392
株主資本合計	<u></u>		
前期末残高	144, 440	151, 685	144, 440
当中間期変動額	•	,	,
中間純利益	8, 719	13, 083	7, 245
当中間期変動額合計	8,719	13, 083	7, 245
当中間期末残高	153, 159	164, 769	151, 685
評価・換算差額等	`	<u> </u>	·
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△79	△25	△79
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	14	△58	53
当中間期変動額合計	14	△58	53
当中間期末残高	△64	△83	△25
純資産合計			
前期末残高	144, 360	151, 659	144, 360
当中間期変動額	111,000	101,000	111,000
中間純利益	8, 719	13, 083	7, 245
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	14	△58	53
当中間期変動額合計	8, 734	13, 025	7, 299
当中間期末残高		164, 685	151, 659

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	15, 467	22, 585	12, 946
減価償却費	9,000	10, 005	18, 659
減損損失	_	_	19
負ののれん発生益	-	△1,626	-
持分法による投資損益(△は益)	△648	△508	△1,312
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,916	1,416	3, 537
賞与引当金の増減額 (△は減少)	909	769	4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△21	$\triangle 32$	△56
受取利息及び受取配当金	△171	$\triangle 66$	△255
支払利息	3, 217	2, 820	6, 231
固定資産売却損益(△は益)	△20	$\triangle 23$	△378
固定資産除却損	236	356	1, 255
売上債権の増減額 (△は増加)	40, 356	△22, 578	36, 715
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※ 2 △21, 168	※ 2 △38, 133	※ 2 △15, 569
仕入債務の増減額 (△は減少)	△32, 514	△18, 296	△19, 259
その他	△4, 107	△7, 138	△1,615
小計	12, 452	△50, 449	40, 923
利息及び配当金の受取額	176	72	251
利息の支払額	△3, 245	△3, 145	△6, 117
法人税等の還付額	12	224	13
法人税等の支払額	△5, 107	△3, 455	△8, 580
営業活動によるキャッシュ・フロー	4, 288	△56, 754	26, 491
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△303	△840	△1, 303
定期預金の払戻による収入	153	1,900	393
固定資産の取得による支出	△14, 138	△9, 039	△29, 395
固定資産の売却による収入	149	28	1, 087
有価証券の売却による収入	300	100	542
投資有価証券の取得による支出	△5	△99	△61
投資有価証券の売却による収入	147	71	150
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	142	258	142
その他	△132	△56	△115
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13, 687	△7,677	△28, 558

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	14, 940	_	△60
長期借入れによる収入	20,000	20,000	125, 000
長期借入金の返済による支出	※ 2 △59, 894	※ 2 △24, 175	※ 2 △114, 987
道路建設関係社債発行による収入	29, 941	49, 907	69, 763
道路建設関係社債償還による支出	_	_	※ 2 △70,000
その他	△151	△253	△396
財務活動によるキャッシュ・フロー	4, 835	45, 479	9, 319
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	△21	42
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4, 539	△18, 974	7, 294
現金及び現金同等物の期首残高	84, 029	91, 323	84, 029
現金及び現金同等物の中間期末残高	% 1 79, 489	% 1 72, 349	% 1 91, 323

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 前連結会計年度 平成21年4月1日 (自 平成21年4月1日 平成22年4月1日 (白 平成21年9月30日) 平成22年9月30日) 平成22年3月31日) 至 連結の範囲に関する事項 連結の範囲に関する事項 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結してお すべての子会社を連結してお すべての子会社を連結してお ります。 ります ります 連結子会社の数 18社 連結子会社の数 21社 連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 連結子会社の名称 連結子会社の名称 ネクセリア東日本㈱ ネクセリア東日本㈱ ネクセリア東日本㈱ ㈱ネクスコ東日本リテイル ㈱ネクスコ東日本リテイル ㈱ネクスコ東日本リテイル ㈱ネクスコ東日本エリアサ ㈱ネクスコ東日本エリアサ ㈱ネクスコ東日本エリアサ ポート ポート ポート (株)ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ東日本ロジテム ング北海道 ㈱盛岡セントラルホテル ング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ・エンジニアリ ング東北 ング東北 ング北海道 ㈱ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ東日本エンジニ ㈱ネクスコ東日本エンジニ アリング アリング ング東北 ㈱ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ東日本エンジニ (株)ネクスコ・エンジニアリ ング新潟 ング新潟 アリング ㈱ネクスコ・トール東北 ㈱ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・エンジニアリ ㈱ネクスコ・トール関東 ㈱ネクスコ・トール関東 ング新潟 ㈱ネクスコ・トール北関東 ㈱ネクスコ・トール北関東 ㈱ネクスコ・トール東北 ㈱ネクスコ・メンテナンス (株)ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・トール関東 ㈱ネクスコ・トール北関東 北海道 北海道 ㈱ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・メンテナンス (株)ネクスコ・メンテナンス 東北 北海道 東北 ㈱ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・メンテナンス 関東 関東 東北 ㈱ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・メンテナンス ㈱ネクスコ・メンテナンス 新潟 新潟 関東 ㈱ネクスコ東日本パトロー ㈱ネクスコ東日本パトロー ㈱ネクスコ・メンテナンス ル 新潟 11/ (株)E-NEXCOパトロール (株)E-NEXCOパトロール ㈱ネクスコ東日本パトロー ㈱ネクスコ・サポート北海 ㈱ネクスコ・サポート北海 ル 道 (株)E-NEXCOパトロール 渞 ㈱ネクスコ東日本トラステ ㈱ネクスコ東日本トラステ (株)ネクスコ・サポート北海 道 イ ㈱ネクスコ東日本トラステ (株)NRM 当連結会計年度において、株 当中間連結会計期間におい 連結子会社のうち、㈱ネクス 式取得により東北道路サービス て、株式取得により東北道路サ コ東日本ロジテムについては、 当中間連結会計期間において新 ㈱及び北海道ハイウェイ・サー ービス㈱及び北海道ハイウェ たに設立したことから、連結子 会社に含めることとしておりま イ・サービス㈱を連結の範囲に ビス㈱を連結の範囲に含めるこ とといたしましたが、他の連結 含めることといたしましたが、 子会社とそれぞれ合併により消 他の連結子会社とそれぞれ合併 す。 滅したため、連結子会社数から により消滅したため、連結子会 ㈱盛岡セントラルホテル及び 除外しております。 社数から除外しております。 ㈱NRMは、新たに株式を取得し たことにより当中間連結会計期 間より連結子会社に含めること としております。 当中間連結会計期間におい て、株式取得により持分法適用 関連会社でありました奥羽道路

サービス㈱を連結の範囲に含め ることといたしましたが、他の 連結子会社との合併により消滅 したため、連結子会社数から除

外しております。

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	2 持分法の適用に関する事項	2 持分法の適用に関する事項
すべての関連会社に持分法を	すべての関連会社に持分法を	すべての関連会社に持分法を
適用しております。	適用しております。	適用しております。
持分法適用の関連会社数	持分法適用の関連会社数	持分法適用の関連会社数
7 社	6 社	7社
会社等の名称	会社等の名称	会社等の名称
東京湾横断道路㈱	東京湾横断道路㈱	東京湾横断道路㈱
東北高速道路ターミナル㈱	東北高速道路ターミナル㈱	東北高速道路ターミナル㈱
㈱NEXCOシステムズ	㈱NEXCOシステムズ	(株)NEXCOシステムズ
㈱高速道路総合技術研究所	㈱高速道路総合技術研究所	㈱高速道路総合技術研究所
㈱NEXCO保険サービス	㈱NEXCO保険サービス	㈱NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・シス	ハイウェイ・トール・シス	ハイウェイ・トール・シス
テム(株)	テム(株)	テム㈱
奥羽道路サービス㈱		奥羽道路サービス㈱
なお、奥羽道路サービス㈱に	奥羽道路サービス㈱について	なお、奥羽道路サービス㈱に
ついては、東北道路サービス㈱	は、当中間連結会計期間におい	ついては、東北道路サービス㈱
の異動に伴い、株式を取得した	て、連結子会社となったため持	の異動に伴い、株式を取得した
ため、持分法適用関連会社に含	分法適用関連会社から除外して	ため、持分法適用関連会社に含
めることとしております。	おります。	めることとしております。
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	3 連結子会社の中間決算日等に関 する事項	3 連結子会社の事業年度等に関す る事項
連結子会社の中間決算日は、9 月30日であり、中間連結決算日と 同一であります。	同左	連結子会社の決算日は、3月31 日であり、連結決算日と同一であ ります。
4 会計処理基準に関する事項	4 会計処理基準に関する事項	4 会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券		①有価証券
満期保有目的の債券	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっ	同左	同左
ております。		
その他有価証券	その他有価証券	その他有価証券
時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
中間連結会計期間末日の 市場価格等に基づく時価法	同左	決算期末日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額は
「評価差額は全部純資産直入		全部純資産直入法により処
法により処理し、売却原価		理し、売却原価は移動平均
は移動平均法により算定)に		法により算定)によっており
よっております。		ます。
時価のないもの	時価のないもの	時価のないもの
移動平均法による原価法	同左	同左
によっております。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
②たな卸資産 仕掛道路資産	②たな卸資産 仕掛道路資産	②たな卸資産 仕掛道路資産
個別法による原価法(貸借	同左	同左
対照表価額は収益性の低下に	[] John	11. 47.000
基づく簿価切下げの方法)に		
よっております。		
なお、仕掛道路資産の取得		
原価は、建設価額に用地取得		
に係る費用その他の附帯費用		
を加算した価額に労務費・人		
件費等のうち道路建設に要した専用して区へされた専用		
た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産		
の取得に要した費用の額を加		
えた額としております。		
また、仕掛道路資産の建設		
に充当した借入資金の利息		
で、当該資産の工事完了の日		
までに発生したものは建設価		
額に算入しております。		
本日 医针形 哈莱日 <i>林</i>	去日 医针刺 吃菜日 <i>饮</i>	本日 医针刺 吃菜日然
商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原	商品・原材料・貯蔵品等 同左	商品・原材料・貯蔵品等 同左
価法(貸借対照表価額は収益	四左	HJ/ L
性の低下に基づく簿価切下げ		
の方法)によっております。		
(2) 重要な減価償却資産の減価償	(2) 重要な減価償却資産の減価償	(2) 重要な減価償却資産の減価償
却の方法	却の方法	却の方法
①有形固定資産(リース資産を 除く)	①有形固定資産(リース資産を 除く)	①有形固定資産(リース資産を 除く)
当社は定額法を採用し、連	当社は定額法を採用し、連	当社は定額法を採用し、連
結子会社は主として定率法	結子会社は主として定率法	結子会社は主として定率法
(ただし、平成10年4月1日	(ただし、平成10年4月1日	(ただし、平成10年4月1日
以降に取得した建物(建物附	以降に取得した建物(建物附	以降に取得した建物(建物附
属設備は除く)は定額法)を採	属設備は除く)は定額法)を採	属設備は除く)は定額法)を採
用しております。	用しております。	用しております。
主な耐用年数は以下のとお	主な耐用年数は以下のとお	主な耐用年数は以下のとお
りであります。	りであります。	りであります。
構築物 10年~60年	建物 7年~50年	構築物 10年~60年
機械及び装置 5年~17年	構築物 10年~60年	機械及び装置 5年~17年
なお、当社が日本道路公団	機械及び装置 5年~17年	なお、当社が日本道路公団
から承継した資産について	なお、当社が日本道路公団	から承継した資産について
は、上記耐用年数を基にした	から承継した資産について	は、上記耐用年数を基にした
中古資産の耐用年数によって	は、上記耐用年数を基にした	中古資産の耐用年数によって
		1

中古資産の耐用年数によって

おります。

おります。

おります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
②無形固定資産(リース資産を	②無形固定資産(リース資産を	②無形固定資産(リース資産を
除く)	除く)	除く)
定額法を採用しておりま	同左	同左
す。		
なお、自社利用のソフトウ		
ェアについては、社内におけ		
る利用可能期間(5年)に基づ		
いております。		
③リース資産	③リース資産	③リース資産
所有権移転外ファイナンス・	同左	同左
リース取引に係るリース資産		
リース期間を耐用年数と		
し、残存価額を零とする定額		
法を採用しております。		
(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金	①貸倒引当金	①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒	同左	同左
損失に備えるため、一般債権		
については貸倒実績率によ		
り、貸倒懸念債権等特定の債		
権については個別に回収可能		
額を勘案し、回収不能見込額		
を計上しております。		
②賞与引当金	②賞与引当金	②賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備	同左	従業員の賞与金の支払いに
えて、賞与支給見込額の当中	1. 3/===	備えて、賞与支給見込額の当
間連結会計期間負担額を計上		連結会計年度負担額を計上し
しております。		ております。
してわりより。		くれつソムソ。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
③ハイウェイカード偽造損失補	③ハイウェイカード偽造損失補	③ハイウェイカード偽造損失補
てん引当金	てん引当金	てん引当金
ハイウェイカードの不正使	同左	同左
用に伴う将来の損失に備える		
ため、今後、判明すると見込		
まれる被害額を推計して計上		
しております。		
④回数券払戻引当金	④回数券払戻引当金	④回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻	同左	同左
費用に備えるため、払戻実績		
率により払戻見込額を計上し		
ております。		
⑤退職給付引当金	⑤退職給付引当金	⑤退職給付引当金
従業員の退職給付に備える	同左	従業員の退職給付に備える
ため、当連結会計年度末にお		ため、当連結会計年度末にお
ける退職給付債務及び年金資		ける退職給付債務及び年金資
産の見込額に基づき、当中間		産の見込額に基づき計上して
連結会計期間末において発生		おります。
していると認められる額を計		過去勤務債務は、主として
上しております。		その発生時の従業員の平均残
過去勤務債務は、主として		存勤務期間以内の一定の年数
その発生時の従業員の平均残		による定率法により按分した
存勤務期間以内の一定の年数		額を費用処理しております。
による定率法により按分した		数理計算上の差異について
額を費用処理しております。		は、主として各連結会計年度
数理計算上の差異について		の発生時における従業員の平
は、主として各連結会計年度		均残存勤務期間以内の一定の
の発生時における従業員の平		年数による定額法により按分
均残存勤務期間以内の一定の		した額をそれぞれ発生の翌連
年数による定額法により按分		結会計年度から費用処理して
した額をそれぞれ発生の翌連		おります。
結会計年度から費用処理して		
おります。		

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
⑥ETCマイレージサービス引当 金	⑥ETCマイレージサービス引当 金	⑥ETCマイレージサービス引当 金
ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末に	同左	ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する
おけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。		将来の使用見込額を計上して おります。
⑦カードポイントサービス引当金カード利用促進を目的とす	⑦カードポイントサービス引当 金 同左	⑦カードポイントサービス引当金カード利用促進を目的とす
るポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。		るポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。
⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく中 間期末要支給額を計上してお ります。	⑧役員退職慰労引当金 同左	⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく期 末要支給額を計上しております。
(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準完成工事高及び完成工事原価の計上基準高速道路事業に係る道路資富所工事道路事業資産完業資産の計上基準高速道路事業資産の計上基準に係る道路の高速道路の高速道路の高速が高速道路を強力を強力を変更を発展した。 表別のでは、日本ののでは、日本のででは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、田の	(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価 の計上基準 同左	9。 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価 の計上基準 同左
負金額が50億円以上の長期工事 (工期2年超)については工事 進行基準を適用しております。		

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(5) 中間連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得日 から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資からなっており ます。	
(5) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事 項 ①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会	(6) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事 項 ①消費税等の会計処理 同左	(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①消費税等の会計処理 同左
計処理は、税抜方式によって おります。 ②繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間 で均等償却しております。	②繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左	②繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左
創立費及び開業費 5年間で均等償却しております。	創立費及び開業費 同左	創立費及び開業費 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。		5 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得日 から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資からなっており ます。

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第15号 平成19年12月27日)及び 「工事契約に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準委員会 企業 会計基準適用指針第18号 平成19年 12月27日)を適用しております。 この変更により、営業収益が75百 万円増加し、経常利益、税金等調整 前中間純利益はそれぞれ10百万円減 少しております。		(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第15号 平成19年12月27日)及び 「工事契約に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準委員会 企業 会計基準適用指針第18号 平成19年 12月27日)を適用しております。 この変更により、営業収益が895 百万円増加し、経常利益、税金等調 整前当期純利益はそれぞれ39百万円 減少しております。
		(退職給付に係る会計基準) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 本会計基準の適用に伴い発生する 退職給付債務の差額に関わる適用初年度の費用処理額は14百万円であり、経常利益及び税金等調整前当期 純利益は、それぞれ同額減少しております。 また、本会計基準の適用に伴い発生する とは、それぞれ同額減少しております。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理 残高は19百万円であります。
	(資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 この変更により、経常利益が3百万円、税金等調整前中間純利益が34百万円減少しております。	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
	(企業結合に関する会計基準等) 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第21号 平成20年12月26日)、 「連結財務諸表に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第22号 平成20年12月26日)、 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準委員会 企業会計基準等16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(中間連結貸借対照表関係) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました固定 負債の「ETCマイレージサービス引当金」(当中間連結会 計期間7,742百万円)は、当中間連結会計期間において、 負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったた め、固定負債「その他の引当金」に含めて表示しており ます。	
(中間連結損益計算書関係) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業 外収益の「契約解除違約金」(当中間連結会計期間81百 万円)は、当中間連結会計期間において、営業外収益の 100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に 含めて表示しております。	(中間連結損益計算書関係) 前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」 に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、 当中間連結会計期間において、営業外収益の100分の10 を超えたため、区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間における「負ののれん償却 額」は141百万円であります。
	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

- **※** 1 有形固定資産の減価償却累計 58,781百万円
- ※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定に より、当社の総財産を、道路建 設関係社債320,000百万円(額 面) 及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構法(平 成16年法律第100号) 第15条の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構に引 き渡した社債50,000百万円の担

3 偶発債務

保に供しております。

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号)第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有,債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有,債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路 6,744,642百万円 保有·債務返済機構

20,563百万円 中日本高速道路㈱ 西日本高速道路㈱ 494百万円

6,765,700百万円

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

- **※** 1 有形固定資産の減価償却累計 74,583百万円
- ※ 2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定に より、当社の総財産を、道路建 設関係社債340,000百万円(額 面)及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構法(平 成16年法律第100号) 第15条の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構に引

偶発債務

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

き渡した社債70,000百万円の担

保に供しております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号)第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有,債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有,債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路 5,215,113百万円 保有·債務返済機構 14,830百万円 中日本高速道路㈱ 西日本高速道路㈱ 349百万円

> 計 5,230,294百万円

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

- **※** 1 有形固定資産の減価償却累計 66,129百万円
- ※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定に より、当社の総財産を、道路建 設関係社債290,000百万円(額 面)及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構法(平 成16年法律第100号) 第15条の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構に引 き渡した社債120,000百万円の 担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号)第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有,債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有,債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路 5,872,579百万円 保有·債務返済機構 17,776百万円 中日本高速道路㈱ 西日本高速道路㈱ 422百万円 5,890,777百万円

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に免 する費用に充てるために負担 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構 に引き渡した額について債務を 負っております。
- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 24,398百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 98,100百万円

> ③ 民営化以降、当社が発行 した社債及び調達した借入 金については、独立行政法 人日本高速道路保有・債務 返済機構と連帯して債務を 負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 230,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が55,000百万円減少しております。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動負債の 「未払金」に含めて表示してお ります。 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に負 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構 に引き渡した額については、 以下のとおり連帯して債務を 負っております。
- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 20,646百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 31,200百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 200,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が20,000百万円減少しております。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動資産の 「未収入金」及び流動負債の 「未払金」に含めて表示してお ります。 前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に免 する費用に充てるために負担 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返いて は 以下のとおり連帯して債務を 負っております。
 - ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 22,522百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 98,100百万円

> ③ 民営化以降、当社が発行 した社債及び調達した借入 金については、独立行政法 人日本高速道路保有・債務 返済機構と連帯して債務を 負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 350,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が70,000百万円、道路建設関係長期借入金が105,000百万円それぞれ減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

	前中間連結会記 (自 平成21年4 至 平成21年9	月1日		当中間連結会 (自 平成22年4 至 平成22年9	月1日		前連結会計 (自 平成21年4 至 平成22年3	1月1日
※ 1	販売費及び一般 もの	管理費の主な	※ 1	販売費及び一般 もの	党管理費の主な	※ 1	販売費及び一般 もの	没管理費の主な
	利用促進費 引当金繰入額 給与手当	7,574百万円 8,649百万円 5,182百万円		利用促進費 引当金繰入額 給与手当	7,832百万円 9,086百万円 5,320百万円		利用促進費 引当金繰入額 給与手当	22,828百万円 7,865百万円 11,503百万円
※ 2	和サナヨ 特別利益の主要 固定資産等修正	項目	※ 2	和サナヨ 特別利益の主要 負ののれん発生	項目	※ 2	和サチョ 特別利益の主要 固定資産等修正	更項目
※ 3	構築物他 特別損失の主要 固定資産除却損		※ 3	特別損失の主要 固定資産除却損		※ 3	構築物他 特別損失の主要 固定資産除却損	
	特別退職金	36百万円		資産除去債務会 に伴う影響額 段階取得に係る	30百万円		建物他	495百万円
				松阳松时后队分	11百万円			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105, 000		_	105, 000

- 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105, 000	_	_	105, 000

- 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	105, 000			105, 000

- 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との 関係

> 現金及び預金勘定 16,831百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 △547百万円

MMF、預入日から3か 月以内に満期の到来 する譲渡性預金及び 取得日から3か月以

取得日から3か月以 内に償還期限の到来 63,205百万円 するコマーシャル・

(有価証券)

現金及び現金同等物 79,489百万円

※2 財務活動によるキャッシュ・ フロー、長期借入金の返済によ る支出△59,894百万円には、独 立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法第15条第1項の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構が行 った債務引受の額△55,000百万 円が含まれております。以上の 債務引受の主な影響額として、 営業活動によるキャッシュ・フ ロー、たな卸資産の増減額 △21,168百万円には、道路整備 特別措置法(昭和31年法律第7 号)第51条第2項から第4項ま での規定により独立行政法人日 本高速道路保有 • 債務返済機構 に帰属したたな卸資産の額 56,652百万円が含まれておりま す。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との 関係

現金及び預金勘定 預入期間が3か月を 超える定期預金 MMF、預入日から3か 月以内に満期の到来 する譲渡性預金及び 取得目から3か月以 内に償還型用級の到来 するコマーシャル・

(有価証券)

現金及び現金同等物 72,349百万円

※2 財務活動によるキャッシュ・ フロー、長期借入金の返済によ る支出△24,175百万円には、独 立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法第15条第1項の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構が行 った債務引受の額△20,000百万 円が含まれております。以上の 債務引受の主な影響額として、 営業活動によるキャッシュ・フ ロー、たな卸資産の増減額 △38,133百万円には、道路整備 特別措置法(昭和31年法律第7 号)第51条第2項から第4項ま での規定により独立行政法人日 本高速道路保有·債務返済機構 に帰属したたな卸資産の額 38,253百万円が含まれておりま す。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係

> 現金及び預金勘定 16,251百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 △1,307百万円 MMF、預入日から3か 月以内に満期の到来 76,379百万円 する譲渡性預金 (有価証券)

現金及び現金同等物 91,323百万円

※2 財務活動によるキャッシュ・ フローのうち、道路建設関係 債の償還による支出△70,000 百万円は、独立行政法人日本第15 条第1項の規定により独立行政 法人日本高速道路保有・債務 済機構が行った債務引受 公70,000百万円であります。 大長期借入金の返済によ、同域 定により独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構が行った 度期借入金の返済によ、同域 定により独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構が行った であり受の額△105,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)15,569百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額171,193百万円が含まれております。

前中間連結会計期間 (白 平成21年4月1日 平成21年9月30日) 当中間連結会計期間 平成22年4月1日 平成22年9月30日)

前連結会計年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日) 至

ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引(新リー ス会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額

ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引(新リー ス会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額

累計額

相当額

756

127

8

892

相当額

(百万円)

1,018

183

17

1,219

取得価額減価償却減損損失中間期末

累計額

相当額

(百万円) (百万円) (百万円)

相当額

262

56

8

ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引(新リー ス会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び期末残 高相当額

取得価額減価償却減損損失

/15	/14/				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	
有形産の 一番で 一型で 一型で 一型で の 工具 に の に の に に に に に に に に に に に に に	1, 256	704	2	548	有資他 悪産 で で に に に に に に に に に に に に に
有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	237	152	_	85	有形固定 資産その 他(車両 運搬具)
無形固定 資産(ソ フトウェ ア)	17	3	_	13	無形固定 資産(ソ フトウェ ア)
合計	1,510	860	2	647	合計

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ② 未経過リース料中間期末残高 相当額等

未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内 323百万円 1年超 325百万円 合計 648百万円

リース資産減損 0百万円 勘定中間期末残高

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ③ 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額及び減価償却 費相当額 支払リース料 202百万円 リース資産減損勘 2百万円

減価償却費相当額 199百万円

定の取崩額

※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。

未経過リース料中間期末残高 相当額等

> 未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内 237百万円 1年超 89百万円 合計 326百万円

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- 支払リース料及び減価償却費 相当額

支払リース料 143百万円 減価償却費相当額 143百万円

	取得価額 相当額 (百万円)	展価質却 累計額 相当額 (百万円)	展損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)
有形 形産 を を で に に に に に に に に に に に に に	1,067	677	0	388
育形固定 資産その 也(車両 重搬具)	202	130	_	71
無形固定 資産(ソ フトウェ ア)	17	7	_	9
合計	1, 286	815	0	470
*:	未経過リ	リース料	期末残高	高が有

- 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。
- 未経過リース料期末残高相当

未経過リース料期末残高相当

1年内 279百万円 1年超 191百万円 470百万円 合計 リース資産減損

0百万円 勘定期末残高

- ※未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。
- 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額及び減価償却 費相当額

支払リース料 380百万円 リース資産減損勘 2百万円 定の取崩額 減価償却費相当額 377百万円 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものにかか る未経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料 1年内 424,270百万円 1年超 24,229,522百万円 合計 24,653,793百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有 • 債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有, 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
- ②道路資産以外の未経過リース料

1 年内1,085百万円1 年超1,634百万円合計2,719百万円

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- ④ 減価償却費相当額の算定方法 同左
- 2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料 1年内 465,671百万円 1年超 23,763,850百万円 合計 24,229,522百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有,債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有: 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
- ②道路資産以外の未経過リース料

1 年内1,085百万円1 年超561百万円合計1,646百万円

- 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
- ④ 減価償却費相当額の算定方法同左
- 2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものにかか る未経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料
 - 1 年内 420,562百万円 1 年超 24,019,240百万円 合計 24,439,803百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有,債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有: 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
 - ②道路資産以外の未経過リース料

1 年内1,087百万円1 年超1,095百万円合計2,182百万円

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16, 259	16, 259	_
(2) 高速道路事業営業未収入金	78, 910		
貸倒引当金(*1)	△15		
	78, 895	78, 895	_
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	57, 249	57, 249	0
②その他有価証券	1, 127	1, 127	_ [
資産計	153, 532	153, 532	0
(4)高速道路事業営業未払金	39, 552	39, 552	_
(5)未払金	11, 185	11, 185	_
(6) 道路建設関係社債	339, 271	359, 204	19, 932
(7) 道路建設関係長期借入金	125, 000	125, 000	_
(8)長期借入金	23, 601	24, 074	472
負債計	538, 610	559, 016	20, 405

^(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価格に近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	17, 335

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16, 251	16, 251	_
(2) 高速道路事業営業未収入金	57, 207		
貸倒引当金(*1)	△16		
	57, 190	57, 190	_
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	76, 250	76, 250	0
②その他有価証券	1, 024	1, 024	_
資産計	150, 716	150, 717	0
(4)高速道路事業営業未払金	54, 325	54, 325	_
(5)未払金	21, 444	21, 444	_
(6) 道路建設関係社債	289, 218	301, 474	12, 255
(7) 道路建設関係長期借入金	125, 000	125, 000	_
(8)長期借入金	27, 776	28, 278	501
負債計	517, 764	530, 521	12, 757

^(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価格に近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	16, 820

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	350	351	1
(2) 社債	_	_	_
(3) その他	17, 996	17, 995	$\triangle 0$
計	18, 346	18, 347	1

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	57	65	8
(2) 債券			
国債・地方債等	_	_	_
社債	304	264	△39
その他	_	_	_
(3) その他	275	272	$\triangle 3$
計	637	602	△34

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	45, 000
その他有価証券	
非上場株式	276
その他	377
関連会社株式	15, 819

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

		当中間連	結会計期間(平成22年	9月30日)
	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 国債・地方債等	249	250	0
時価が中間連結貸借対照	(2) 社債	_	_	_
表計上額を超えるもの	(3) その他	_	_	_
	小計	249	250	0
	(1) 国債・地方債等	_	_	_
時価が中間連結貸借対照	(2) 社債	_	_	_
表計上額を超えないもの	(3) その他	56, 999	56, 999	$\triangle 0$
	小計	56, 999	56, 999	$\triangle 0$
合		57, 249	57, 249	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

		当中間連	結会計期間(平成22年	9月30日)
	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	27	25	2
	(2) 債券			
中間連結貸借対照表計上	国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価を超えるも	社債	38	33	5
Ø	その他	_	_	_
	(3) その他	40	39	1
	小計	106	97	8
	(1) 株式	98	122	△24
	(2) 債券			
中間連結貸借対照表計上	国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価を超えない	社債	194	221	△26
もの	その他	149	149	_
	(3) その他	578	592	△14
	小計	1,021	1,086	△65
合	計	1, 127	1, 184	△56

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

		前連結	会計年度(平成22年3)	月31日)
	種類	連結貸借対照表計上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 国債・地方債等	250	250	0
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(2) 社債	_	_	_
	(3) その他	_	_	_
	小計	250	250	0
	(1) 国債・地方債等	_	_	_
時価が連結貸借対照表計	(2) 社債	_	_	_
上額を超えないもの	(3) その他	76, 000	76, 000	_
	小計	76, 000	76, 000	_
合	計	76, 250	76, 250	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

		前連結	会計年度(平成22年3)	月31日)
	種類	連結貸借対照表計上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	50	40	9
	(2) 債券			
	国債・地方債等	_	_	_
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	42	33	9
	その他	_	_	_
	(3) その他	502	454	47
	小計	595	528	66
	(1) 株式	11	11	$\triangle 0$
	(2) 債券			
	国債・地方債等	_	_	_
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	97	117	△20
	その他	149	149	_
	(3) その他	170	178	△7
	小計	428	457	△28
合	計	1,024	985	38

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年 度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結り	当連結会計年度末		
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度増 減額	当連結会計年度末 残高	の時価 (百万円)
賃貸等不動産	1, 499	△5	1, 494	1, 494
賃貸等不動産として使用され る部分を含む不動産	79, 668	1, 487	81, 156	81, 156

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は三芳PA(上り)、羽生PA(下り)への投資(2,184百万円)であります。
- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を 行ったものを含む)であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路 事業	受託事業	道路休憩所 事業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	355, 340	10, 260	19, 629	906	386, 137	_	386, 137
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,834	_	16	0	1, 850	(1, 850)	_
計	357, 175	10, 260	19, 646	906	387, 988	(1, 850)	386, 137
営業費用	349, 082	9, 825	14, 630	906	374, 444	(1, 878)	372, 565
営業利益	8, 092	435	5, 015	0	13, 543	27	13, 571

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
 - 2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委 託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	高速道路 事業	受託事業	道路休憩所 事業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	746, 942	24, 048	35, 835	1, 642	808, 469	_	808, 469
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4, 804		25	1	4, 831	(4, 831)	_
計	751, 746	24, 048	35, 861	1, 644	813, 300	(4, 831)	808, 469
営業費用	748, 157	23, 889	30, 095	1, 795	803, 937	(4, 935)	799, 002
営業利益(又は営業損失△)	3, 589	159	5, 765	△151	9, 362	103	9, 466

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
 - 2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委 託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。 当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委 託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に おける記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

		報告セク	^デ メント		その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)	(百万円) (注) 1	(百万円) (注) 2	(百万円)
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	344, 307	10, 400	20, 714	375, 422	625	_	376, 047
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2, 017	_	27	2, 044	1	△2, 046	_
計	346, 324	10, 400	20, 741	377, 466	626	△2, 046	376, 047
セグメント利益又は損失(△)	16, 413	19	3, 726	20, 159	△92	34	20, 101
セグメント資産	616, 962	12, 621	108, 439	738, 023	2, 926	90, 920	831, 870
その他の項目							
減価償却費	7, 981	_	990	8, 971	50	984	10, 005
持分法適用会社への投資	16, 591	_	_	16, 591	373	_	16, 965
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5, 036	_	1, 293	6, 330	116	895	7, 341

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
 - 2. (1) セグメント利益の調整額34百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額90,920百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産105,962百万円及びセグメント間消去 \triangle 15,041百万円が含まれております。
 - (3)減価償却費の調整額984百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額895百万円は、全社資産の増加額であります。
 - 3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスは報告セグメントにおいて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外の国又は地域に有形固定資産がないため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	38, 253	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

		報告セク	^デ メント		20/4	<u> </u>	∧ ⇒1
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)	その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当中間期償却額	129	_	29	159		_	159
当中間期末残高	4, 373	_	1, 082	5, 456	_	_	5, 456

⁽注) 当中間償却額及び当中間期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	報告セグメント				7. 10 lih	全社・消去	ا ج
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)	その他 (百万円)	(百万円)	合計 (百万円)
負ののれん発生益	6	_	1,620	1, 626			1,626

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

高速道路 : ㈱NRMの子会社化によるものであります。

道路休憩所:主として奥羽道路サービス㈱の子会社化によるものであります。

(追加情報)

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,458.04円	1株当たり純資産額 1,568.4	円 1 株当たり純資産額 1,444.38円
1株当たり	1株当たり	円 1株当たり
中間純利益金額 83.04円	中間純利益金額 124.6	当期純利益金額 69.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	8, 719	13, 083	7, 245
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	8, 719	13, 083	7, 245
普通株式の期中平均株式数(千株)	105, 000	105, 000	105, 000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	153, 094	164, 685	151, 659
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	153, 094	164, 685	151, 659
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105, 000	105, 000	105, 000

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】 (1)【中間財務諸表】 ①【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

13, 737	13, 030	13, 638
52, 427	78, 913	57, 210
3, 877	% 4 4, 057	2, 643
62, 996	56, 999	76, 000
367, 323	399, 404	361, 349
0	8	2
779	1, 038	925
893	776	874
22, 010	21, 740	19, 307
△21	△13	△16
524, 024	575, 955	531, 936
54, 679	52, 101	55, 143
39, 567	41, 418	41, 286
% 1 94, 246	※ 1 93, 520	% 1 96, 429
3, 303	3, 553	3,850
97, 550	97, 074	100, 279
72, 996	73, 184	72, 997
18,001	20, 745	20, 163
% 1 90, 998	% 1 93, 929	% 1 93, 160
69	76	56
91, 067	94, 006	93, 217
	<u> </u>	<u> </u>
% 1 20,679	% 1 20, 068	% 1 20, 594
4, 024	4, 964	4, 635
24, 704	25, 033	25, 230
	<u> </u>	<u> </u>
※ 1 117	% 1 115	※ 1 117
117	115	117
18, 021	17, 643	17,620
		△407
		17, 213
		236, 058
		494 *2 768, 489
	3, 877 62, 996 367, 323 0 779 893 22, 010 △21 524, 024 54, 679 39, 567 ※1 94, 246 3, 303 97, 550 72, 996 18, 001 ※1 90, 998 69 91, 067 ※1 20, 679 4, 024 24, 704	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

	상사태스키 #매타구	V 나비스키 #ulli +	前事業年度の
	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	54, 634	49, 237	67, 65
短期借入金	15, 000	_	_
1年以内返済予定長期借入金	9, 267	7, 845	8, 56
リース債務	211	211	208
未払金	※ 4 6,906	5, 852	12, 88
未払法人税等	6, 131	9,073	2, 640
引当金	2, 094	1, 970	1, 79
その他	40, 320	38, 083	35, 428
流動負債合計	134, 567	112, 274	129, 17
固定負債	-		
道路建設関係社債	% 2 319, 252	% 2 339, 271	% 2 289, 21
道路建設関係長期借入金	70,000	125, 000	125, 00
その他の長期借入金	23, 601	15, 755	19, 21
リース債務	454	263	36
退職給付引当金	58, 116	60, 444	59, 57
ETCマイレージサービス引当金	7, 742	8, 087	7, 12
その他の引当金	407	499	48
資産除去債務	_	116	_
その他	3, 563	3, 873	4, 06
固定負債合計	483, 138	553, 312	505, 03
負債合計	617, 705	665, 587	634, 21
純資産の部			
株主資本			
資本金	52, 500	52, 500	52, 50
資本剰余金			
資本準備金	52, 500	52, 500	52, 50
その他資本剰余金	6, 293	6, 293	6, 29
資本剰余金合計	58, 793	58, 793	58, 79
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	14, 780	15, 437	14, 78
繰越利益剰余金	11, 818	17, 669	8, 20
利益剰余金合計	26, 599	33, 107	22, 98
株主資本合計	137, 892	144, 400	134, 27
純資産合計	137, 892	144, 400	134, 27
負債・純資産合計	755, 598	809, 987	768, 48

(単位:百万円)

			(単位:日万円)
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	354, 397	343, 477	744, 735
営業費用	347, 301	327, 404	743, 971
高速道路事業営業利益	7,095	16, 072	763
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	10, 260	10, 400	24, 048
休憩所等事業収入	5, 923	5, 675	10, 909
その他の事業収入	906	626	1,644
営業収益合計	17, 090	16, 702	36, 601
営業費用			
受託業務事業費	9, 825	10, 381	23, 889
休憩所等事業費	3, 155	3, 563	7, 562
その他の事業費用	906	719	1, 795
営業費用合計	13, 886	14, 664	33, 247
関連事業営業利益	3, 203	2, 038	3, 354
全事業営業利益	10, 299	18, 110	4, 117
営業外収益	*1 664	% 1 956	% 1 1,603
営業外費用	<u>*2 396</u>	※ 2 282	※ 2 727
経常利益	10, 567	18, 785	4, 994
特別利益	*3 636	※ 3 23	* 3 1,022
特別損失	*4 14	※ 4 93	※ 4 414
税引前中間純利益	11, 190	18, 715	5, 602
法人税、住民税及び事業税	5, 682	8, 590	3, 952
法人税等調整額	△410	-	△650
法人税等合計	5, 272	8, 590	3, 302
中間純利益	5, 917	10, 125	2, 299

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日	(単位:日万円) 前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
当中間期末残高	52, 500	52, 500	52, 500
その他資本剰余金			
前期末残高	6, 293	6, 293	6, 293
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	6, 293	6, 293	6, 293
資本剰余金合計			
前期末残高	58, 793	58, 793	58, 793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			_
当中間期末残高	58, 793	58, 793	58, 793
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	13, 969	14, 780	13, 969
当中間期変動額	011	050	011
別途積立金の積立	811	656	811
当中間期変動額合計	811	656	811
当中間期末残高	14, 780	15, 437	14, 780
繰越利益剰余金			
前期末残高	6, 712	8, 201	6, 712
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△811	△656	△811
中間純利益	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期変動額合計	5, 105	9, 468	1, 488
当中間期末残高	11, 818	17, 669	8, 201
利益剰余金合計			
前期末残高	20, 682	22, 981	20, 682
当中間期変動額			
別途積立金の積立	_	-	_
中間純利益	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期変動額合計	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期末残高	26, 599	33, 107	22, 981

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	131, 975	134, 275	131, 975
当中間期変動額			
中間純利益	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期変動額合計	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期末残高	137, 892	144, 400	134, 275
純資産合計			
前期末残高	131, 975	134, 275	131, 975
当中間期変動額			
中間純利益	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期変動額合計	5, 917	10, 125	2, 299
当中間期末残高	137, 892	144, 400	134, 275

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 至 平成22年9月30日) 至 平成22年3月31日) 資産の評価基準及び評価方法 資産の評価基準及び評価方法 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 (1) 有価証券 (1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 ①子会社株式及び関連会社株式 ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法に 同左 同左 よっております。 ②満期保有目的の債券 ②満期保有目的の債券 ②満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっ 同左 同左 ております。 ③その他有価証券 ③その他有価証券 時価のないもの 同左 移動平均法による原価法に よっております。 (2) たな卸資産 (2) たな卸資産 (2) たな卸資産 ①仕掛道路資産 ①仕掛道路資産 ①仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借 同左 同左 対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)に よっております。 なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。 ②商品・原材料・貯蔵品 ②商品・原材料・貯蔵品 ②商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 同左 同左 価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げ の方法)によっております。 2 固定資産の減価償却の方法 2 固定資産の減価償却の方法 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を (1) 有形固定資産(リース資産を (1) 有形固定資産 (リース資産を 除く) 除く) 除く) 定額法を採用しております。 定額法を採用しております。 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり 主な耐用年数は以下のとおり 主な耐用年数は以下のとおり であります。 であります。 であります。 構築物 10~60年 建物 7~50年 構築物 10~60年 5~17年 10~60年 5~17年 機械及び装置 構築物 機械及び装置 なお、日本道路公団から承継 機械及び装置 5~17年 なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 した資産については、上記耐用 なお、日本道路公団から承継 年数を基にした中古資産の耐用 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。 年数によっております。

V. I. 88 A 31 Ma 88	Mr. I. 88 A 31 Ma 88	V NV. E
前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2) 無形固定資産(リース資産を	(2) 無形固定資産(リース資産を	(2) 無形固定資産(リース資産を
除く)	除く)	除く)
定額法を採用しております。	同左	同左
なお、自社利用のソフトウェ		
アについては、社内における利		
用可能期間(5年)に基づいてお		
ります。		
(3) リース資産	(3) リース資産	(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・	同左	同左
リース取引に係るリース資産	1.422	1.42
リース期間を耐用年数とし、		
残存価額を零とする定額法を採		
用しております。		
3 引当金の計上基準	3 引当金の計上基準	3 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損	同左	同左
失に備えるため、一般債権につ		
いては貸倒実績率により、貸倒		
懸念債権等特定の債権について		
は個別に回収可能額を勘案し、		
回収不能見込額を計上しており		
ます。		
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備え	同左	従業員の賞与金の支払に備え
て、賞与支給見込額の当中間会	, , ,	て、賞与支給見込額の当事業年
計期間負担額を計上しておりま		度負担額を計上しております。
す。		及與四個是的工艺(40)なり。
(3) ハイウェイカード偽造損失補	(3) ハイウェイカード偽造損失補	(3) ハイウェイカード偽造損失補
てん引当金	てん引当金	てん引当金
ハイウェイカードの不正使用	同左	同左
に伴う将来の損失に備えるた	[H]/ <u>T.</u>	[H] ZT.
め、今後、判明すると見込まれ		
る被害額を推計して計上してお		
ります。		
(4) 回数券払戻引当金	(4) 回数券払戻引当金	(4) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費	同左	同左
用に備えるため、払戻実績率に		
より払戻見込額を計上しており		
ます。		
(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるた	同左	従業員の退職給付に備えるた
め、当事業年度末における退職		め、当事業年度末における退職
給付債務及び年金資産の見込額		給付債務及び年金資産の見込額
に基づき、当中間会計期間末に		に基づき計上しております。
おいて発生していると認められ		数理計算上の差異について
る額を計上しております。		は、各事業年度の発生時におけ
数理計算上の差異について		る従業員の平均残存勤務期間以
は、各事業年度の発生時におけ		内の一定の年数による定額法に
る従業員の平均残存勤務期間以		より按分した額をそれぞれ発生
内の一定の年数による定額法に		の翌事業年度から費用処理して
より按分した額をそれぞれ発生		おります。
の翌事業年度から費用処理して		
おります。		
0		l

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
(6) ETCマイレージサービス引当	(6) ETCマイレージサービス引当	(6) ETCマイレージサービス引当
金	金	金
ETCマイレージサービス制度	同左	ETCマイレージサービス制度
による無料走行に備えるため、		による無料走行に備えるため、
当中間会計期間末におけるポイ		当事業年度末におけるポイント
ント発行残高に対する将来の使		発行残高に対する将来の使用見
用見込額を計上しております。		込額を計上しております。
(7) カードポイントサービス引当	(7) カードポイントサービス引当	(7)カードポイントサービス引当
金	金	金
カード利用促進を目的とする	同左	カード利用促進を目的とする
ポイント制度に基づき、カード		ポイント制度に基づき、カード
会員に付与したポイントの使用		会員に付与したポイントの使用
により発生する費用負担に備え		により発生する費用負担に備え
るため、当中間会計期間末にお		るため、当事業年度末における
ける将来使用見込額を計上して		将来の使用見込額を計上してお
おります。		ります。
(8) 役員退職慰労引当金	 (8) 役員退職慰労引当金	(8) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備	同左	役員の退職慰労金の支出に備
えるため、内規に基づく中間期		えるため、内規に基づく当事業
末要支給額を計上しておりま		年度末要支給額を計上しており
す。		ます。
4 収益及び費用の計上基準	4 収益及び費用の計上基準	4 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価	完成工事高及び完成工事原価	完成工事高及び完成工事原価
の計上基準	の計上基準	の計上基準
高速道路事業に係る道路資産	同左	同左
完成高及び道路資産完成原価の	[H]/IL	H]/L.
計上は、高速道路事業等会計規		
則(平成17年国土交通省令第65		
号)に基づき、仕掛道路資産を		
独立行政法人日本高速道路保		
有・債務返済機構に引渡した日		
に行っております。		
また、受託事業に係る工事の		
うち、進捗部分について成果の		
確実性が認められる工事契約に		
ついては工事進行基準(工事の		
進捗率の見積りは原価比例法)		
を適用し、その他の工事契約に		
ついては工事完成基準を適用し		
ております。		
なお、平成21年3月31日以前		
に着手した工事契約のうち、請		
負金額が50億円以上の長期工事		
(工期2年超) については工事		
進行基準を適用しております。		

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計 処理は、税抜方式によっており ます。	5 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左	5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左
(2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で 均等償却しております。	(2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左	(2) 繰延資産の処理方法道路建設関係社債発行費同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第15号 平成19年12月27日)及び 「工事契約に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準委員会 企業 会計基準適用指針第18号 平成19年 12月27日)を適用しております。 この変更により、関連事業営業収 益は75百万円増加し、経常利益、税 引前中間純利益は、それぞれ10百万 円減少しております。		(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 企業会計基 準第15号 平成19年12月27日)及び 「工事契約に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準委員会 企業 会計基準適用指針第18号 平成19年 12月27日)を適用しております。 この変更により、関連事業営業収 益は895百万円増加し、経常利益、 税引前当期純利益は、それぞれ39百 万円減少しております。
		(退職給付に係る会計基準) 「退職給付に係る会計基準」の一 部改正(その3)(企業会計基準委 員会 企業会計基準第19号 平成20 年7月31日)を適用しております。 この変更による経常利益、税引前 当期純利益に与える影響はありませ ん。
	(資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 この変更により、経常利益が3百万円、税引前中間純利益が34百万円減少しております。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

- ※1 有形固定資産の減価償却累計額55,844百万円
- ※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建 設関係社債320,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速 速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号)第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有,債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路

(独) 中本向速道路 保有・債務返済機構 6,744,642百万円

中日本高速道路㈱ 20,563百万円 西日本高速道路㈱ 494百万円

計 6,765,700百万円

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

- ※1 有形固定資産の減価償却累計額70,489百万円
- ※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定に より、当社の総財産を、道路建 設関係社債340,000百万円(額 面)及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構法(平 成16年法律第100号)第15条の 規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構に引 き渡した社債70,000百万円の担 保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号)第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構

^{旦岭} 5,215,113百万円 脊機構 5,215,113百万円

中日本高速道路㈱

14,830百万円 349百万円

西日本高速道路㈱ 計

5,230,294百万円

前事業年度末 (平成22年3月31日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額62,749百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16 年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債120,000百万円の担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの 借入金等に対して、次のとおり 債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係 法施行法(平成16年法律第102 号) 第16条の規定により、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構、中日本高 速道路株式会社及び西日本高 速道路株式会社が日本道路公 団から承継した借入金及び道 路債券(国からの借入金、独 立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した 借入金及び国が保有している 債券を除く。)に係る債務に ついては、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機 構、中日本高速道路株式会社 及び西日本高速道路株式会社 と連帯して債務を負っており ます。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構

5,872,579百万円

中日本高速道路㈱

17,776百万円

西日本高速道路㈱

422百万円

計 5,890,777百万円

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に免 する費用に充てるために負担 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構 に引き渡した額について債務を 負っております。
 - ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 24,398百万円

> ② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 98,100百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 230,000百万円

> なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建 設関係長期借入金が55,000百 万円減少しております。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動負債の 「未払金」に含めて表示してお ります。 当中間会計期間末(平成22年9月30日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に負 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構 に引き渡した額については、 以下のとおり連帯して債務を 負っております。
 - ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 20,646百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 31,200百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 200,000百万円

> なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建 設関係長期借入金が20,000百 万円減少しております。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動資産の 「未収入金」に含めて表示して おります。 前事業年度末 (平成22年3月31日)

- (2) 独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号)第15条の規 定により、高速道路の新設、 改築、修繕又は災害復旧に負 する費用に充てるために負担 した債務を独立行政法人日本 高速道路保有・債務返いては 以下のとおり連帯して債務を 負っております。
 - ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 22,522百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 98,100百万円

> ③ 民営化以降、当社が発行 した社債及び調達した借入 金については、独立行政法 人日本高速道路保有・債務 返済機構と連帯して債務を 負っております。

(独)日本高速道路 保有・債務返済機構 350,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が70,000百万円、道路建設関係長期借入金が105,000百万円それぞれ減少しております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					
\•/ a			\•/ 1			\ 9 / 4			
※ 1	営業外収益の主要		※ 1	営業外収益の主		※ 1	営業外収益の主	- 1 - 1 - 1	
	受取利息	11百万円		受取利息	8 百万円		受取利息	22百万円	
	有価証券利息	127百万円		受取配当金	602百万円		有価証券利息	179百万円	
	土地物件貸付料	203百万円		土地物件貸付料	158百万円		土地物件貸付料	398百万円	
※ 2	営業外費用の主要	項目	※ 2	営業外費用の主	要項目	※ 2	営業外費用の主要項目		
	支払利息	355百万円		支払利息	249百万円		支払利息	644百万円	
※ 3	特別利益の主要項	目	₩3	特別利益の主要	項目	₩3	特別利益の主要項目		
	固定資産等修正益			固定資産売却益			固定資産売却益		
	構築物他	614百万円		機械及び装置他	23百万円		土地他	377百万円	
							固定資産等修正益		
							構築物他	645百万円	
※ 4	特別損失の主要項	目	※ 4	特別損失の主要	項目	※ 4	特別損失の主要	項目	
	固定資産除却損			固定資産除却損			固定資産除却損		
	建物他	14百万円		建物他	62百万円		建物他	394百万円	
5	減価償却実施額		5	減価償却実施額		5	減価償却実施額	Ĭ	
		7,539百万円			8,024百万円		有形固定資産	15,400百万円	
	無形固定資産	962百万円		無形固定資産	1,250百万円		無形固定資産	2,046百万円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。 前中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)
高速道路事業 固定資産	186	155	30
各事業共用 固定資産	944	473	471
合計	1, 130	628	501

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ② 未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内263百万円1年超238百万円合計501百万円

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費 相当額

支払リース料 165百万円 減価償却費相当額 165百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)
各事業共用 固定資産	896	658	238

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ② 未経過リース料中間期末残高 相当額

1 年内191百万円1 年超46百万円合計238百万円

- ※未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額支払リース料 115百万円減価償却費相当額 115百万円
- ④ 減価償却費相当額の算定方法 同左

前事業年度 (自 平成21年4月1日

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引 (借主側)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
各事業共用 固定資産	944	589	354

- ※未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。
- ② 未経過リース料期末残高相当 額

1 年内227百万円1 年超126百万円合計354百万円

- ※未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。
- ③ 支払リース料及び減価償却費 相当額

支払リース料 313百万円 減価償却費相当額 313百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法同左

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

> オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料
 - 1 年内 424, 270百万円 1 年超 24, 229, 522百万円 合計 24, 653, 793百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有 • 債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有: 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
 - ②道路資産以外の未経過リース 料

1 年内777百万円1 年超857百万円合計1,634百万円

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料
- 1年内 465,671百万円 1年超 23,763,850百万円 合計 24,229,522百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有,債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有: 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
 - ②道路資産以外の未経過リース 料

1 年内774百万円1 年超85百万円合計860百万円

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

> オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料

- ①道路資産の未経過リース料
 - 1 年内 420,562百万円 1 年超 24,019,240百万円 合計 24,439,803百万円
- (注)1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有,債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出る ことができるとされており ます。ただし、道路資産の 貸付料を含む協定が独立行 政法人日本高速道路保有: 債務返済機構法第17条に規 定する基準に適合しなくな った場合等、業務等の適正 かつ円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある場 合には、上記の年限に関わ らず、相互にその変更を申 し出ることができるとされ ております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実 績料金収入が、計画料金収 入に計画料金収入の変動率 に相当する金額を加えた金 額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金 収入-加算基準額)が加算 されることとなっておりま す。また、実績料金収入 が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当す る金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算され ることとなっております。
 - ②道路資産以外の未経過リース 料

1 年内778百万円1 年超470百万円合計1,248百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式3,296百万円、関連会社株式10,886百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

前事業年度末(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,996百万円、関連会社株式10,886百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書(事業年度自 平成21年4月1日平成22年6月29日及びその添付書類(第5期)至 平成22年3月31日)関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書平成22年7月13日平成22年6月29日提出の有価証券報告書の訂正報告書であります。関東財務局長に提出

(3) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付資料平成22年5月13日平成22年7月21日平成22年11月19日

関東財務局長に提出

(4) 訂正発行登録書(普通社債) 平成22年6月29日

平成22年7月13日 平成22年8月9日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第3回ないし第8回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第3回ないし第5回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 - 2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
 - 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

			,
銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)(注1)	平成20年 9 月18日	20, 000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)(注1)	平成21年 2 月13日	20, 000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)(注2)	平成21年 5 月21日	30, 000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)	平成21年10月8日	30, 000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)	平成22年 5 月19日	25, 000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構重畳的債務引 受条項付)	平成22年7月27日	25, 000	非上場・非登録

- (注)1. 平成21年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 2. 平成22年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速 道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈に よりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他 の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国 民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを 目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

① 名称 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構

② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号 子会社及び関連会社はありません。

④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である 理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により 任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、2名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、 資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が 出資しております。

I 資本金 4,983,550百万円 政府出資金 3,722,026百万円 地方公共団体出資金 1,261,524百万円 Ⅱ 資本剰余金 846,161百万円 資本剰余金 34百万円 日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金 850,932百万円 損益外減価償却累計額 △2,744百万円 損益外減損損失累計額 △2,061百万円 Ⅲ 利益剰余金 1,773,601百万円 純資産合計 7,603,313百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

- (b) 業務の範囲
- (i)高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii)協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧 に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済 (返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv)政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路 の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi)政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii)高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その 他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成

- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix)本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置 法に規定する業務
- (x)本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi)(x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i)機構法
- (ii)独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構法施行令(平成17年政令 第202号)
- (iii)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年 国土交通省令第64号)
- (iv)通則法
- (v)日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi)高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

平成21年12月18日

東日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水		至	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越		隆	(EII)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	Щ	下	康	彦	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続 等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査 の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります

^{2.} 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成22年12月20日

東日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清 至 水 **(印)** 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 浩 明 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山 下 康 彦 **(印)** 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。

^{2.} 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成21年12月18日

東日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水		至	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越		隆	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	Щ	下	康	彦	ED)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.} 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成22年12月20日

東日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清 至 水 **(印)** 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 浩 明 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山 下 康 彦 **(印)** 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.} 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。